

「平和のために働く者は幸い、神の子と呼ばれる」

聖書講座資料 (17.11.7)

(マタイ 5.9 参照)

I 平和憲法の理念の確認

1. **平和憲法成立への歩み:** アメリカの日本に対する占領政策は、非軍事化と民主主義化にあった。それを、特に憲法改正によって実現させるべきとの構想は確かにアメリカ側からの発題だった。ところが、1946年1月2日にGHQに派遣されていた最高司令官合衆国政治顧問アチソンは、日本国内で発表された「ある私的な研究者集団」の憲法改正草案が極めて注目すべき内容であることを報告している。つまり、「国民主権の宣言規定」と「儀礼的存在としての天皇規定」は、アメリカがそれまで考えが及ばなかった内容で、憲法研究会草案独自の発想であった。これまで、日本国憲法を「押し付けた」とされているアメリカは、最も重要な「主権の宣言規定」を、とにかく見過ごしていたのである。しかし、日本が、すでに明治期に生みはぐくんできたデモクラシーの思想と伝統が、その大きな盲点を憲法起草者たちに気づかせ「国民主権」の規定が高らかに掲げられることになった。つまり、日本国憲法の核心をなす、「国民主権の宣言規定」と「象徴天皇」は、マッカーサー草案をさかのぼって、日本の憲法研究会案に起源がある。つまり、憲法の核心部分は憲法研究会が生み出した日本側のオリジナルな思想であると言える(小西豊治『憲法「押しつけ」論の幻』18頁参照)。
2. **平和主義の理念:** 確かに、人類の歴史は、戦争の歴史と言えるが、戦争の起こるメカニズムや社会心理を解明し平和への考察を深めることこそ、果たすべき重大な責務である。
歴史学者ダワーがいみじくも描いているように、多くの日本人はさまざまな『敗北を抱きしめて』(参照)、それでも敗北に押しつぶされず、貧しくとも自らに誇りを持ち始めた。これぞ、敗戦から得た「平和」にほかならない。
1946年2月初めにマッカーサーは、GHQのために憲法改正案の三原則を決定したが、「平和」は一言も書かれておらず、ただ、「戦争の放棄」を起草した。日本政府も、幣原首相も、GHQ案に従って平和に触れず、「戦争の放棄」を起草し、帝国議会に上程した。

ところが、社会党の森戸辰彦や鈴木義男の手によって、政府案の九条の冒頭に「正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し」を付加したのである。これによって、九条の「戦争放棄」に「平和」が挿入されることになった。

こうして、憲法九条は、多くの国民にとって、当時の「平和に飢えていた」時代には、恐怖から逃れ、戦争から解放され、自由かつ平等の象徴として、他の条項の人権条項とともに憲法の中核を担ってきたと言える。

とにかく、森戸によると「平和国家」には二種類ある。つまり、「戦争のできぬ国」と「戦争を欲せぬ国」である。当時、GHQ案を受け入れた日本は、前者であった。これに対して、「戦争を欲せぬ国」は、第一に「独立自由な国家」を意味し、第二に「平和の追求者」つまり「戦争でなく平和が人間性に即した社会理念であり、史的発展の方向も亦その実現を指示していること」を意味している。第三に「平和主義の信奉者」でなければならない。森戸は、次のように平和主義を説明する。

「平和主義というのは、単に平和をば、人間性に即した実現可能な社会理論として追求するだけでなく、この理念の実現がすでに現代において可能であることを確信し、且つ有効的適切と信ぜられる施策施設しやくしせつによってその実現に努力することを意味する。」

また、宮沢俊義は、「日本を真の平和国家として再建して行こうという理念に徹すれば、現在の軍の解消を以て単に一時的な現象とせず、日本は永久にまったく軍備をもたぬ国家—そのみが真の平和国家である—として立っていくのだという大方針を確立する覚悟が必要ではないか」（『古関彰一 平和憲法の深層』参照）。

II 平和憲法の実践に向かうキリスト者の使命

1. 新しい愛の掟の宣教者となる。(ルカ6.27-36; ヨハ14.27a,b; 17.14-18 参照。)
2. 神の国の実現のために働く。
3. 終末(救いの完成)に向かって道標となる。(マタイ25.31-46; 17.3-14 参照。)
4. 平和のために働き、神の子と呼ばれる(マタイ5.9 参照)。